

#### 津田秀夫文庫文書目録8 和泉国南郡・日根郡地域 史料 : 貝塚寺内ト半家文書・中庄新川家文書を中 心に

著者	曽我 友良
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	15
ページ	59-83
発行年	2009-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/2883

### 津田秀夫文庫文書目録8

## 和泉国南郡・日根郡地域史料

# — 貝塚寺内ト半家文書・中庄新川家文書を中心に -

曽

我

友

良

#### はじめに

この間に本願寺を置くことができるだけの状況が整えられていたと考え 街道・水間街道が寺内町を貫いていることが寺内町繁栄の基礎にあり、 支配する体制が継続した。地理的には、 領とされていた貝塚寺内は、明治維新期に至るまでト半家が地頭として 免許する黒印状が発給された。このことにより、 に訴えるものの、町民らの主張は退けられ、了閑に対して寺内の諸役を 慶長一五年(一六一〇)、寺内町民は領主的支配をおこなう了閑を幕府 る)とともに豊臣政権下において和泉国の代官としての役割を果たした。 る。このことがあってか、了珍は息子二代了閑(はじめ新川石見と称す た。天正一三年三月、秀吉の紀州攻めに際して貝塚に近い近木川の両岸 賑わったことは想像に難くない。この後天正一三年八月に本願寺は大坂 てよいだろう。貝塚本願寺には近国はもちろん全国各地から門徒が訪れ 塚へ移ったことである。天文一九年から三〇年余りの隔たりがあるが、 は戦場となったが、了珍が仲介し積善寺・沢城の開城に尽力したとされ 天満(中島)へ移るが、その後も貝塚は寺内町としての繁栄を継続させ 海に面して貝塚浦を持ち、紀州 岸和田城主小出氏の所

料群の一部であったと考えて差し支えないだろう。果市地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。泉南地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。泉南地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。泉南地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。泉南地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。

川家にのこる古文書は、泉佐野市史編さん事業の過程で調査が行われて 川家は武家としての格式を保ちつつ、中庄村に存在し続けた。なお、新 和泉国における小室藩領の在地代官の職を失った。しかし、その後も新 確認されている。 後関ヶ原合戦への参陣、 いたとされ、 ている泉南地域の土豪新川一門衆の一つの家である。新川盛政が礎を築 中庄新川家は、 天明八年(一七八八)主家小堀家、近江国小室藩は改易されたため 津田秀夫文庫の新川家文書はこの史料群の一部であった可能性が 慶長元年 慶長九年頃には中庄に戻り在地代官をつとめた。しか 近年の研究でト半家 備中国代官や近江国惣検地役人としての活躍が (一五九六) 頃小堀正次に登用されている。その (貝塚新川家) の出自と考えられ

は一八五石余、元文五年(一六九四)の「泉州四郡村々高付帳」には二領であった。村高は慶長九年(一六〇四)の「加守郷藤井村指出帳」に接する野村・沼村・別所村の東に位置する村で、近世を通して岸和田藩藤井村(現在の岸和田市藤井町にあたる範囲)は、岸和田城下町に隣

津田秀夫文庫との関連が深いと考えられる。こる古文書(薮家文書)は岸和田市史編纂事業において確認されており二六石余と記載されている。藤井村の庄屋を代々つとめた市兵衛家にの

作成の折には多くのご教示とご協力を得た。記して感謝の意を表する。いる。膨大な史料整理があってはじめて詳細目録が作成できた。また、なお、データは古文書室研究員橋本猛氏が作成した仮目録を基本として以上、三つの史料群それぞれを項目立てし、今回詳細目録にまとめた。

### | 文書の概要

### ト半家文書について

1

る。 年(一八九六)に創立した貝塚銀行の初代頭取をつとめた廣海家にのこ て北海道・東北・北陸の米や肥料を北前船で買い付けを行い、 塚寺内の紀州街道大坂側の入り口に位置し、 料である。なお、貝塚市教育委員会において貝塚寺内の商家にのこる古 できる。これまで詳らかではない貝塚寺内の商業史の解明につながる中 査整理されている。 る古文書である。 た尾食家にのこる古文書である。もう一つは、 文書を調査整理し、その二次史料の学術的利用を進めている。 八六九)に至る問屋仲間などを中心とした商業関係史料で構成されてい この文書は五五点からなり、 内容により、①魚問屋、②塩・諸色問屋、 これに先の願泉寺文書を加え、 津田文庫と合わせて、 宝暦三年 (一七五三) から明治二年 近世・近代における貝塚およ 旅籠屋でのちに肥料も商っ ③冥加金関係などに大別 天保期から諸色問屋とし 現在三つの史料群が調 明治二九 一つは貝

### 2 新川家文書について

編近世において、「近世の湊浦と泉南地域の浦」(北林千鶴氏分担執筆) 作成に関わり、同史料を閲覧した折、分類①・③・④の史料を確認して 中心に掲載されているが、かつて筆者が新川善清家所蔵文書の史料目録 川善清家所蔵文書には、内容に重なりのある史料が多く見受けられる。 料である。 たものと考えられ、中庄村湊浦の商業史の解明に大きな役割を果たす史 分類②・⑤に関しては、ト半家文書と同様に、商業関係史料を抽出され の章で分類①・③について紹介される予定であり、参照されたい。なお いる。また、本稿と同時期の刊行となる『新修泉佐野市史』第二巻通史 市史では紙幅の都合により小室藩改易に関する史料(分類④に該当)を る。すでに『新修泉佐野市史』第六巻史料編近世Ⅰで紹介されている新 小室藩改易に関わる郷借問題、 いる。内容により、①佐野村・中庄村の浦境争論、②油稼、③難船、④ 八六一)に至る中庄村・瓦屋村の支配・商業に関する史料で構成されて この文書は四六点からなり、承応二年(一六五三)から文久元年(一 ⑤田地証文(俵屋新田)などに大別でき

### 藤井村文書について

別する必要もなく、水利や田地に関わるものが多く含まれている。三三)に至る藤井村の支配に関する史料で構成されている。分量から大この文書は八点からなり、宝永六年(一七〇九)から天保四年(一八

### 個別史料の翻刻

Ξ

プし、翻刻と解説を付け加えたい。 ここでは、三つの史料群それぞれの特徴をあらわす史料をピックアッ

### 1 ト半家文書より

る。 史料群の中でも最も古い、貝塚の商業、浦の様子を示す史料を紹介す

### 【史料一】(卜半家文書通番一)

乍恐以書付御願申上候

仕右之外ニ他所合之送り肴も殊之外無数、旁以浦 方段々及困窮、繰舟減少仕、只今ニ而ハ七、八艘ならでハ無之候、其上大網も中絶山ニ而浦方小商人者不申及、其外働多ク賑敷御座候所、近年段々手一先年ハ御当浦ニ手繰舟六、七十艘も有之、其上大網も有之、又者沢

度、 上候御事 何とそ銀主出来仕候様ニ致度奉存候、依之右取立申候致方左ニ奉申 入申事ゆへ、無是非是迄打捨ニ相成申候、乍併其模様致方ニゟ、御 旁歎ヶ敷次第二奉存候、 **肴調不申、** 屋ニ至迄入用肴ハ他所ゟ肴屋入込夥敷商内致申候、是も御当地ニ而 魚屋其外ざこ売等も皆々陸働ニ罷成、 兼而相談も致見申候へとも、 不自由ニ而、 成遣候ハ、、 依之何とぞ先年之通り手繰舟・大網取立申 無是非他所肴屋二買申様二相成、 銀主も出来可申様子ニ相見へ申候間 右手繰舟・大網之仕入何分大銀之 只今ニ而ハ惣分・町方・ 扨々外聞

右之通り二相成り申事ニ候へハ、右手繰舟并大網共此度之銀主永々 此度手繰舟新二三十艘計拵、其外大網も拵、手繰舟之儀ハ追々作増 株持ニ相成候様ニ致遣シ、猶又右漁舟・大網之肴毎日右銀主方問屋 用肴も当地二而調、他所肴屋二買申二不及候様二相成可申候御事 元二而調申様二仕候得者、 下シ、四季とも肴不自由ニ無之様ニ仕、 迄之間ハ、 至迄、右銀主方より仕送り、夏・秋ハ当浦ニ而働、十月6二、三月 舟数出来仕候様二致、右手繰舟之仕込、 二致市立、銀主心任せニ売払ハせ可申候御事 紀洲・淡洲辺、 其外他浦へも働ニ遣、 肴も沢山ニ而不自由ニ無之候へハ惣分入 其上正月之塩物ニ至迄、爰 飯米・味噌・醤油・薪等ニ 又ハ商内舟ニも差

二致度候御事手繰・大網之肴、又ハ田舎ゟ入津之品ハ此度之銀主方ニ而市仕候処御支配ニ而、此度之銀主方ニてハ売らせ不申、此度ゟ段々新ニ拵申是迄之手繰舟之肴、又ハ当灘浦ゟ之送り肴之儀ハ、下地之御問屋之

二被 屋一 右之通りニ候へハ問屋二株ニ相成り面倒ニ被思召上候ハ、下地之問 せ可申候御事 之御礼銀ニ而永々御譲り被下候ハ、、相談致見可申候、併下地之問 せ可申候、 屋株永々御譲り被下候ハ、、此度之銀主ニ引受させ、 株二引受申義、 思召上候ハ、、 此義ハ十年・廿年之限り有之候而ハ得引受不申候、 此度之銀主望申義ハ、 御礼銀さへ相応之儀御座候ハ、一所ニ引受さ 曽而以無之候、 只一株二致さ 二株面倒 相応

可申候 赦免被 之外賑敷罷成り、 応相談仕見申度候、 右之通り永々株持ニ御赦免被 浦方働も出来、 以上 仰出候様奉願候、 小商人ハ不申及、 小前之者共悦申事二御座候間、 右願之通り成就仕候得者、 左候ハ、右銀主よりも御願書差出させ 仰下候義ニ御座候ハ、、取メ今一 小者等二至迄相応之働有之、殊 段々賑敷相成り、 何とそ右之通御

宝暦三癸酉年十月

浦年寄共

木原丘内様

田治部之進様

書が出された。このなかで、①貝塚の塩商いがうまくいかないのは塩問兵衛から卜半家重臣に宛てて塩問屋株と魚問屋株を認めてもらうよう願この史料に続く、同じく宝暦三年一二月には寺内の有力町人加守屋庄

問屋と合わせて許可してほしいこと、などを庄兵衛が主張している。冥 屋がないことに原因があること、②二軒以上だと場所も狭く、差し支え を一手に引き受けようとする様子が窺える。 加金二〇両を毎年差し上げるということも約束しており、 難渋することから、塩問屋は自分一軒だけが株を所有したいこと、③角 貝塚浦の復興

### 【史料二】(卜半家文書通番二)

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

御積金弐拾両毎年差上可申候、 御当地塩問屋株無御座候ニ付、 私へ一株ニ御赦免被為 御積金毎年差上可申上候間、 ニ奉願上候、 問屋株御願申上候共、 恐奉存候、併御当浦過分手広場所ニ而も無御座候得者、此後外ゟ塩 屋も仕候得者、召仕之手代共抱勝手宜敷、何卒浦方繁昌仕候様ニ乍 仕相続可仕存意御座候、夫ニ付少シ成共失墜無之様、此上相考塩問 有可奉存候、右魚問屋之義者先達而も奉申上候通、当分ハ過半失墜 御願奉申上置候、 度奉存候、何卒私へ塩問屋株一株御赦免被為 得者、手広商相成可申と乍恐奉存候、依之塩問屋株一株故、立見申 以上 二株二相成候而者甚差閊難渋仕候、此段奉願上候、 万一御憐愍ヲ以魚問屋御赦免被為 私御願申上候株之外問屋株出来不仕候様ニ偏 仰付被下候ハ、、 乍恐末々外々塩問屋株出来不仕候様二、 先達而浦方困窮ニ付魚問屋株之義も 塩商不勝手奉存候、塩問屋出来仕候 広大之御慈悲と難有可奉 成下候ハ、、為冥加 成下候ハ、難

宝暦三癸酉年十二月

庄兵衛

印

木原兵左衛門様 原 左 内 様

木

津田治部之進様

許可する旨申し渡された。また、塩問屋株は差し免じ難いとしながらも から加守屋庄兵衛に対し魚問屋株、 「浦方大望之願」であり賑わいのためとして許可している。 先の願書を受けて、ト半役所(貝塚寺内を治めるト半家の政務を掌る) 新規手繰船・大網などの取り立てを

【史料三】(卜半家文書通番三)

加守屋

庄兵衛江申渡覚

浦方惣分為繁昌浦年寄共より書付差出し、 可致相続者也 ニ候得者、是又賑のため其方江差免候之条、旁以無滞様ニ万事相慎 儀願書差出候、此等之儀格別二難差免儀二候得共、 取立候儀茂差免候、 聞届候、依之浦方賑のため此度魚問屋株、 弥申合、末々致繁昌候様、 勿論浦年寄共二茂諸事可致心添旨申渡候事二候 随分可致出精候、 且又新規手繰船并大網等 猶又其方合も願出候之段 且又塩問屋株之 右浦方大望之願

十二月

加守屋

たことを明らかにしている。 れより後の復興に向けて、その起爆剤として問屋株が位置づけられてい これら三点の史料は貝塚浦の一八世紀半ばの様子を示すとともに、こ

明和六年の塩問屋伊右衛門の関係は、 ことを約束している。宝暦三年に塩問屋株を認められた加守屋庄兵衛と 西久太郎の四軒が塩問屋株を希望し、それぞれ冥加銀二○枚を差し出す 史料からも確認できる 休み株となったことから、 が、 その後の問屋株の動向は、明和六年(一七六九)に塩問屋伊右衛門が 株の塩問屋株がこの時四株の増株を許可されていることは他の 川崎屋嘉七・岸喜左衛門・江戸屋徳兵衛・中 その間の史料がなく明らかではな

### 【史料四】(卜半家文書通番六)

乍恐口上書ヲ以奉申上候

此度問屋伊右衛門塩株相休被申候二付、 差加ニ而成共、 御冥加銀弐拾枚宛指上相勤申様二被為 私共四軒其外望之者候ハ、 仰付難有御

請奉申上候

右御冥加銀之義来寅ノ年より指上候様ニ奉願上候、 以上

岸 Ш 喜 崎 左 屋 嘉 衛 門 七 印 印

江戸屋徳兵衛 印

明和六己丑年十一月朔日

中 西 久太郎 印

津田治部之進様

右問屋中御受書之趣、 毛頭相違無御座候、 以上

丑ノ十一月朔日

井筒屋宗右衛門

岸

与

兵

衛

印

印

布 屋 清 兵 衛 印

津田治部之進様

る。 5 を問屋仲「泉州貝塚四海安全仲問屋組合」よりト半家重臣に願い出てい 三年(一八三二)塩問屋冥加銀二〇枚ずつを、 家文書「雑用帳」)。また、その間構成メンバーの交代が見られた。天保 中」へ粥をふるまうことが確認されている(貝塚市教育委員会寄託廣海 れる講組織を結成し、 四軒の塩問屋はこののち、文政五年(一八二二)に「四海講」と呼ば また、この頃実際には塩以外の商品売買が中心となっていたことか 塩問屋を「諸色問屋」と改名した。 願泉寺で執り行われる報恩講において「御通夜衆 冥加金五両ずつへの変更

【史料五】(卜半家文書通番一一) 御当浦塩問屋之儀者、古来より私共江被為 段何卒御許容被為 万問屋為御冥加銀軒別金五両宛四株、 此儀当年限り堅御赦免被為 処此度相改御願奉申上候、当年之処下地通り銀弐拾枚可奉上納候、 冥加銀御減少被為 弐拾枚上納仕来候、 乍恐御願奉申上候 且又近年之振合、 成下度段、御歎奉申上置候御事二御座候、 成下候ハ、、 成下度候、 御慈悲難有可奉存上候、 昨寅年十二月書附を以、 都合金弐拾両可奉上納候、 明年

ら塩御

冥加

二不

抱相

改 仰付、 為御冥加例年銀 以上 右御 此

泉州貝塚

問屋仲 印 四海安全仲

天保二辛卯十二月十六日

問屋組合

新 Ш 環 様 目黒平右衛門様

並 河 主 計 様

【史料六】(卜半家文書通番一二)

乍恐口上

問屋仲

御益銀之儀前来

今昨年

迄塩問屋

為御冥加銀

弐拾枚

上納いたし

来候所 為御益 当時者塩商内抔之儀者甚聊成儀二付、 下度段、 御願奉申上候所、 御聞済被為 則昨年御冥加銀御免被為 成

事故、御請書御下ケ之儀ニ附、 金弐拾両可奉御上納儀御聞済二相成罷在候、依之当年之儀者初年之 其節御聞届被為 時分故、 而仮御墨附御下ケ被為成下度御願奉申上候、 御用繁折柄奉恐察差扣居申候、何卒明春御願可奉申候間 成下候ハ、、 難有可奉存上候、此度之儀者切紙ニ 文面乍恐御願茂有之候得共、御支納 以上

泉州貝塚

問屋仲 卸 四海安全仲

天保三壬辰年十二月

問屋組合

並 河 主 計 様

与えられ、諸色問屋を引き継いでいくこととなった。これ以降、廣海家 郎の相続など混乱が見られたが、明瀬長右衛門徳逸の娘ひろが摂津鳴尾 の酒造家辰馬半右衛門家の息子惣太郎と結婚し、 月には解任された。当時問屋仲間のうち松屋安太郎の難渋や、 を中心に諸色問屋はさらに発展することとなる。 治郎兵衛が一旦仰せ付けられたものの、 なお、 天保五年(一八三四)五月に諸色問屋に貝塚寺内南之町の塩屋 仲間一統の訴えなどから同年七 廣海の姓を卜半家より 家中惣太

【史料七】(卜半家文書通番一三)

乍恐奉御歎願上候

先月廿四日私共被為 砌御法座引立ニも可相成申候得者、 御繁栄之御当所ニ住居之私共故、何卒御冥加と存例年霜月御法会之 憐愍を以已来右問屋四軒ニ相限候様蒙 以為之方も有之歟ニ相聞〔 〕 候得共、已前問屋組合之儀御聞調御 銀出入等も有之所、未夕其儀も否や難相分勿論相片付候得者、外台 仲間内ニ而枩屋安太郎難□□□歟ニ相聞候処右同人株江対シ中間ゟ 後仲間一統寄合致、右訳合及相談候所、 屋被為仰付候趣、問屋仲江披露仕候様□被為 仰聞奉畏入罷退、其 薄志ヲ相企候所、 □候ニ付、往昔ヨリ問屋取締之始末数度委敷奉願上候趣意ニゟ、御 御賢察被為有、 御召出候砌塩屋治郎兵衛方へ「 則四海講与迄御講名被為成下候趣 御報恩射ニも 先達而ゟ奉御□□ニ達候通 御許容難有 与愚意之 〕、依之 色問 以上 上御憐愍を以暫く御猶予被為 右前書何角訳立仕候迄否や、 屋一統市建迚も、 におよひ、 成行相考見申候処、御当浦売捌ヶ方場狭成義ニ付株聴候得者、 者何事も和熟難調夫而巳中間、 新規二□□望候之方有之候共差支等有之、亦者不気合之方相加 二相洩候与存愚意之砕前書之訳合毎度談居候義ニ御座候、 候夫二付、 奉蒙御論言之一統恐悦至極難有奉存候間、 存候、夫ニ付仲間之義、 二売捌不勘定ニも不顧饋勝ニ売買仕候、同列ニ陥し商売難立往衰微 〕、且亦問屋株聴候得者繁栄之様子ニも相聞候得□、往昔ゟシ 纔四軒之義□候得者若壱軒ニ而も株減候而者、 却而自己不繁栄之基ニも奉懸察、 右様万事和熟出来不申内者、 其趣意ニ心を傾熟談難□、 委敷難申上〔 破談之基其段如何計歎ヶ敷御義ニ御 成下候ハ、、 昔□□相守居候義ニ御座 其段何共一統歎ヶ敷奉 御慈悲難有可奉存候 不熟様相聞候二付 間、 勿論夫而巳干鰯 乍恐御賢察之 然二縦令 取締之株 相互 へ而

#### 泉州貝塚

問屋仲 印 四海安全仲

問屋組合

六月十五日

天保五甲午

並 目黒平右衛門様 河 主 計 様

> 【史料八】(卜半家文書通番 四

願人 問屋仲

中西永太郎

岸喜左衛門

嘉中惣太郎

松屋安太郎

建往、 先月廿四日問屋年行司御召之上、塩屋治郎兵衛方江此度問屋被為 仲間江譲り株一札等差入埒付ニ等閑ニ致訳合立不申故成行聢と難申 奉存候間、其以来尚更問屋四軒株と堅取締致相守居候義ニ御座候 愍厚思召を以則治郎兵衛方江問屋之義御赦免無之一統冥加至極難有 子年其始末徵細二歎書奉差上候処、 相調見申処、 入取締方々寄合仕候而、一統組合中ニ何等差支之有無篤ト再念之入 奉差上候処、翌十六日一統御召之上御威光之御利解被為 仰付候趣一統江披露之義被為 上延引仕候、 太郎株難建往候得者、 夫ニ付若壱軒ニ而も難建往方出来候而者四軒ニ相洩候と存、枩屋安 二候得共、都而一方者百年余も組合ニ而相互ニ何事も和熟之間柄難 入罷退候而、 株対シ仲間

ら弐貫五百八拾

な取替銀有

之ニ付、 目前之同判委敷乍聞取其義難懸止奉察、 懇談之上乍恐左二歎書奉差上候、 右治郎兵衛組合ニ相加候而者、新規成る方者建往可申 然ル処四株之義と堅心得居候ニ付、 何分取建度趣意二一統心配致居候二付、 仰聞候始末二付、当十五日委細歎書 御賢察之上尤二被為聞召分御憐 依之去ル文政十一戊 右件ニ付其砌合念之 返銀難出来候得者 一株加入方延引什 仰聞奉恐 右同

枩屋

御慈悲難有可奉存候、以上、

安太郎

右御聞違二付落印仕候

嘉中

惣太郎(印)

代佐 助(印

岸

喜左衛門(印)

代徳次郎(印)

天保五甲午年

六月十八日

中西

永太郎(印

代仁兵衛(印)

目黒平右衛門様

並.

河

主

計様

【史料九】(卜半家文書通番一五)

乍恐奉追訟候

願人問屋仲

此度塩屋次郎兵衛方江諸色問屋 之上何卒御憐愍を以次郎兵衛問屋之儀者暫御赦免無之様御利解被為 規二相企候共、繁栄ニも不相成歟ニ奉懸察候ニ附、 見競、其段如何斗歎ヶ敷奉存候、然ル所旧仕以之商売之害ヲ成シ新 付、何事も和熟難調破談之基と察入、勿論年旧名深之喜左衛門と難 先迄奪取度不実を相企候心懸之相手ニ候得者、万端其通ニ等敷候ニ 分尤銘々別運ト乍申、恩儀を忘却いたし剰百年余も仕来り渡世之客 時自分奉公引取商売ニ取掛り候迄商内之道筋万事厚心ヲ添只今之身 察候得共、元来次郎兵衛義ハ先代岸喜左衛門存命中台丁稚之砌り当 之歟、其段奉恐入候二付、荒増奉言上候、定而被為御存在候、奉懸 得共、不得止事御断申上候義剛性之趣ニ致為有御聞取御不審も可在 御利解仰附并ニ浦方御役所迚も無洩所念之入御思召通委敷被申聞候 以組合一統不得心之旨度々奉御■申上候段奉恐入、依之再三被為 を感心も乍致、私共 ニをよひ、浜働之諸人助精ニも可相成歟ト御憐 仰聞成下候へ者、 御慈悲難在可奉存候、 仲間一統其俄不顧差支等も在之不気合之趣を 被為 仰付候義者、全以浦方繁栄 以上、 愍厚被為思召候儀 乍恐始末御堅察

松屋

安太郎

右御聞達しニ附落印仕候

嘉中

天保五甲午年

六七

六月二五日

惣 太郎 印

代 茂 七 印

喜左衛門 印

代徳次郎 印

中西

永太郎(印

代仁兵衛 印

目黒平右衛門様

並 河 主 計 様

### 【史料一〇】(卜半家文書通番一八)

乍恐御歎キ奉申上候

塩屋治郎兵衛問屋御差止ニ相成奉驚入、度々御歎キ奉申上候得共、 私渡世之義ハ炭薪等商内ニ御座候、元手薄キ私故現銀者甚迷惑仕候 被為 是迄治郎兵衛相願世話ニ相成、又ハ外ニ而も世話ニ相成渡世仕居候 勿論銀子之世話も無之相悦居候処、前文之仕合ニ而者当惑仕候、右 所、近年者入津も無数日々凌難出来心配仕居候所、治郎兵衛へ問屋 又候御下ケ被成下、歎ヶ敷奉存候左ニ乍恐又候奉歎キ上候 仰付候ニ付、代呂物沢山ニ入津仕候ニ付、何程ニ而も売込呉

様ニ而ハ私渡世弥々必至ニ差詰り甚当惑仕候、外三軒之問屋之差支

左候へハ何分敷差支相成候哉、私壱人ニ而も

二相成候段承り申候、

候得者、広太之御慈悲難有仕合二可奉存候、 乍恐御聞召分被為 ケ敷奉存候、何卒御憐愍之程幾重ニも押而御歎キ奉申上候、 三軒之為さへ相成候得ハ、私共難相立行相成候而も御慈悲無之段歏 是悲対決仕、其上差支又ハ差支ニ不成候義御聞召分被為 成下度、渡世二相成候由之御賢慮被為 已上 成下度、 右始末 成下度

南之町水間屋

治左衛門

印

天保五年甲午七月廿五日

目黒平右衛門様

並 河 主計 様

け問屋の変遷を窺える史料が中心となっている。 ト半家文書はこのように、宗教的史料は含まれず、 商業史料、 とりわ

#### 2 新川家文書より

について紹介したい。 史料群の中でまとまりのある佐野浦と鶴原浦との間に見られる境争論

したがって、浦を利用するために、佐野浦に対し「船役賄」「浦賄」を 役を村として課されておらず、浜辺での権利を有していない村である。 支払い、佐野浦が持つ権利の一部を認められていた。また、古御坊村は したことに対する鶴原村側の請証文と思われる。もともと中庄湊村は浦 目御噯中の「噯」(仲裁・調停)によって佐野浦・鶴原浦の境目が画定 まず、承応二年(一六五三)の境争論について、鶴原村庄屋・年寄仲

る。 鶴原村の垣内集落であり、 鶴原浦の前身と位置づけられているようであ

【史料一一】(新川家文書通番二)

証文之事

今度佐野·鶴原両浦之境出入御座候所、海辺御年寄中御噯被成境々 場所古御坊村之内浜ニ御かへ被成候、然所古御坊村表借家之外北東 ハ何程建出与候、船役賄・浦賄之儀往古之ことく佐野へ取可被申候

事

以来鶴原村台構申義無之所実正也、 為後仍如件

鶴原浦年寄

介左衛門

承応二年

巳十月廿一日

利右衛門

長兵衛

同村庄屋

源右衛門

所右衛門

又左衛門

灘目

御噯衆中

先の史料と同日付けで春木・岸和田・嘉祥寺・岡田・樽井の五つの浦

の庄屋・年寄らが鶴原浦の庄屋・年寄に宛てて出したものである。

陸の

海辺は四十間程北側まで佐野浦が鶴原側に食い込む形となっていること 出村は下瓦屋村の垣内集落であり、中庄村と同様浦役を課されていない。 境として「北出村みこし道」より北側を鶴原領として画定している。北

がわかる。

【史料一二】(新川家文書通番三)

ら相渡シ申候二、重而証文致渡候事、海辺計を申請陸地二毛頭佐野 ■引請佐野へ遣し申候、此外委敷証人別紙ニ佐野・鶴原両村へ我等 何分陸地ニ付佐野ゟ異義候ハ、我々罷

出可申分候為其連判仍而如件

承応弐年

春木浦

巳十月廿一日

又 兵

衛

岸和田浦

清 兵

衛

仁左衛門

同浦

嘉祥寺浦

北 左 近

同浦 南右衛門

同

村

御年寄中

御庄屋中

鶴原浦

同浦 同浦 次左衛門 助 兵 衛

六九

岡田浦 庄 兵

同浦 杢 兵

同浦 権右衛門

同浦 樽井浦 左 右馬太郎 兵衛

同浦 善右衛門

> 右之通り両浦共ニ相違有間敷候御事 陸地ニおゐて佐野台少も

とけ可申と、鶴原庄や年寄中請逢被申候、

以来佐野ニ手くり御座候

構有無間敷候事

鶴原浦ゟ噯中へ被申船役・

浦役賄之証文、

則佐野浦ニ相渡シ申候

右之通少茂相違有間敷者也、 仍而噯之証文如件

はるき

承応弐年

巳十月廿一日

岸和田浦庄屋 清兵

又 兵

同浦年寄

仁左衛門

嘉祥寺浦庄や

北左近

同浦年寄

南右衛門

同 助 兵 衛

同

治左衛門

岡田浦庄や

庄 兵

同年寄

杢 兵

同 権右衛門 【史料一三】(新川家文書通番四

ある。

んでいるとする説明に符合する。また、

陸の境の「みこし道」も同様で

佐野浦に含まれている。これは先の史料の「四拾間計」鶴原側へ食い込

続く史料も同日で宛所が佐野浦年寄中に変わっている。文言は違いが

「鶴原浦北出川西之流」から「佐野浦住よし川北之流」までが

見られ、

今度佐野鶴原浦之境出入御座候而御公儀様ゟ岸和田御領内浦

年寄共被仰付嗳申候事

鶴原浦北出川西之流迄佐野浦住よし川北之流迄を限り、 両川之間を

大網入合二引可被申候事

申間敷候、 かけ網・手操網之儀ハ、右両川之間かけ網立申所をハ、手くり網引 原浦中へ何分ニも吟味いたし、 ニ手操御座候儀者手くりニ而欠網引損失仕候、 なく代物ニ而欠網ニ而被弁可申候、 自然手操網ニ而かけ網を引、 かけ網主無うたかい様ニせんさくを 当分ハ佐野ニ欠網御座候、 損失仕候ハ、手操衆ゟ異儀 人知せ不申候ハ、鶴 鶴原

樽井浦庄や

右馬太郎

同年寄 左兵へ

同 善左衛門

佐野浦

御年寄中

尽力など実質的に浦としての役割を果たしていることを主張している。とれている。とは、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下また、元禄年間(一六八八~一七○四)には、湊浦が佐野浦の支配下

【史料一四】(新川家文書通番八より抜粋)

乍恐言上

泉州湊浦

訴訟人

庄屋年寄浦人共

共にハ湊浦ニ而網引守申候、例之通灰俵船ニ而持越置候処、佐野浦より代々私共商売之灰俵揚置、買手次第ニ売払来候、又佐野浦之者付御裁許奉落着仕候、去夏之目安ニも書上候趣、佐野浦々浜ニ往古一泉州日根郡佐野浦ゟ湊浦へ押領申承、去年志摩守様相絵図被為のの

候、乍恐先規之通ニ被為 仰付被下候様ニ奉願候御事候、乍恐先規之通ニ被為 仰付候、夫迄ハ右之通ニと仕候へと度々断申置さす、人の浜ニ而自由ニ網引我儘ニ仕候、殊田畑養ニ灰商売早商候へとも、兼而言候事にて重々ニ付少茂合点不仕候、我浜ニハ灰を候へとも、兼而言候事にて重々ニ付少茂合点不仕候、我浜ニハ灰をする。 人の浜ニ而自由ニ網引我儘ニ仕候、殊田畑養ニ灰商売早商とす、人の浜ニ而自由ニ網引我儘ニ仕候、殊田畑養ニ灰商売早商とす、人の浜ニ而自由ニ網引我儘

余り成義と奉存候御事御座候由、相手ゟ之申上候、昔ゟ有来候在所を御除被成候而申候ハ一正保四年石河土佐守様御国絵図御仕立被遊度、私共在所ハ御書付無

弐拾四年已前未之年者御制札御条文被為 御公儀様海上之御役茂さの浦へ頼候而銀子ニ而賄来候処ニ、 ニ而候哉、 年貢運上銀之様ニ申成シ公事工ミ仕候全御年貢銀ニ而も運上銀ニ而 見衆様

ら御差図被下候様ニ被申上候、是又無紛虚言ニ而御座候御事 以之外成義と奉存候、泉州ニ無隠湊浦ニ浦浜無之と而取消偽と奉存 へとも海辺近キ村ニ而■■立置候様ニと被為 乍恐御制札之写者懸申候、 浦浜無御座候処ニ何のため之御制札 下候刻、 次二御高札之場所 仰渡候由言上仕候、 湊浦浦浜無之候 今更御 御巡

形所存仕候御事 も無御座候、 則さの浦年寄共6年々指越候年中入用賄銀之証拠之手

候御事 (水水)
(4)
(4)
(5)
(6)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)
(7)</ 六年已前紀州船破損仕候、 付候由偽書上申候、後日をもかへり見す御公儀様ヲ奉掠候義を申上 ルニさの之者共堺 仕候処ニ佐野浦ゟ押領申懸、 聞召分被 仰付候、其後度々私共支配仕候証文慥ニ御座候、 御奉行所様ゟ湊浦之義さの浦之支配ニ被為 剰湊浦へ流寄候ニ付、 堺 御奉行淡路守様二双方被為 尤湊浦二紛無御座候様被 如先規湊浦ゟ介抱 召出 仰 然

当年正月十八日ニ湊浦へ寄船御座候而、 聞召分二月廿一日二 村・北出村両浦ゟ何角押領申懸候、 丹後守様ゟ如先規之被為 然共堺 私共介抱仕候処ニ隣在さの 御奉行所二而段々被為 仰付被下候御事

湊浦庄屋

元禄三年午五月四日

八郎左衛門

年寄

重

右

衛

門

浦人

吉 兵

衛

同

七郎左衛門

同 次 郎 兵 衛

御奉行様

司 嘉 衛

京都へ指上候扣

同 徳 左 衛 門

#### 3 藤井村文書より

二六~二三二頁に詳しくあり、参照されたい 水を要求する「我儘」にあり、 屋・年寄連名で岸和田藩水奉行に宛てて出した再返答書とそれに付随し を望んでいる。 いる。また、「南山水」についても村の取り決めの範囲を遵守すること ている覚え書きである。藤井村・野村の主張は、 水論に関するもので、宝暦十二年(一七六二)九月に藤井村・野村の庄 虫損による傷みが激しいものも多いが、水利に関する史料を紹介した 藤井村に隣接する野村・沼村・別所村四ヶ村で権利を有する相池の 相池の水利については、 相池堤破損以前通りの分石設置を求めて 『岸和田市史』 沼村がこれまで以上の 第三卷近世編二

【史料一五】(藤井村文書通番五

(端裏書)

再返答書

乍恐再返答書

藤井村 野

村

候処、 相池上重水底水分石、先年堤破損仕候節流落候二付、 沼村・別所村より返答書被指出候ニ付、 先達而書付を以御願奉申上 再返答被為 分石未タ相

無御座候、 水分難相知御座候故 九ヶ年以前戌年池破損之節、 四ヶ村立合其節之溜り水二杭木打置候、 下地之分石相埋り候ニ付、 左様之義ニ而ハ

候、尤石代之義ハ右之代銀ニ而御座候 右之印をふセ申候、重而決定仕候上ニ而上ケ下ケ可仕筈を申合セ置 村彦左衛門殿挨拶旁以、 四ヶ村役人共立合相談仕候得共、中々一応ニ而相済不申候所、 沼村 6 申候ハ南山水先年 6 七時取来り候処不足之由ニ被申候ニ付、 両三年右杭方木より五寸上ケ申候、 先南山水抜ヶ様之時数を見為可申と有之候 然所右杭印ニ而ハ朽候ニ付 別所

候、 地水無数村方、弥以及旱損可申と彼是歎ヶ敷奉存候 且又野村・藤井村願上候通罷成候而も沼村へハ三歩通り之水取被申 被建候、 曽以左様ニ而ハ無御座候、又々右石之際江近頃弐寸高キ石を沼村台 少シニ而も南山水増候而ハ沼村計り之水ニ罷成候、 ヶ様成ル我儘被致、 御苦労ニ奉存候得共千万歎ヶ敷奉存候 全偽二御座候、 左候得ハ下

上々様御留書ニも可有御座哉と奉存候、此段御吟味被為 事無御座候由ニ村々古老之者共申候、右相池之義ハ四ヶ村立合池 相池南山水七時宛取来り候段、 南山水時数相知候ハ、難有可奉存候、猶又分水之義日々刻限相改品 其上々松村之溝を借り候訳ニ而御座候得ハ時数之義も、 、乍恐 成下、右

溜り増候水を抜下ケ申候得ハ、双方申分無之義かと、 元奉存、 両度ニ壱尺除ケ下ケ、只今ニ而ハ増水三尺ニ而御座候処 当年弐尺三寸五分ニ而樋拵申候、尤右池ゟ三尺 右池

台三尺

之増

水積

りを

以建

候 乍恐奉存候

替り候訳ハ、

之通三尺之増水積りヲ以分石建候様ニ両村江被為 筈之所、 我儘被致御苦労二罷成候段至極奉恐入候、 御慈悲之上古来 仰付被下候様奉

と紛敷被申候ニ付、 被申掛候得共、日々之義御苦労ニ奉成候段恐入、年々相対之趣を以分 卒御慈悲之上被為 石建可申と奉存候所、沼村ゟ新法ニ石建、 右奉申上候通相違無御座候、是迄分石相極り不申候ニ付、沼村ゟ彼是 無是非御苦労二罷成候義二御座候、乍恐右之趣何 聞召分被下候者、 惣百姓難有可奉存候、 其上南山水時数ハ無之候抔 以上

「宝暦十二」

藤井村庄屋

市 兵衛

印

午九月十三日

同年寄

吉右衛門

印

野村年寄

清左衛門 印

孫右衛門 印

【史料一六】(藤井村文書通番六)

水御奉行中様

野 藤井村

村

覚

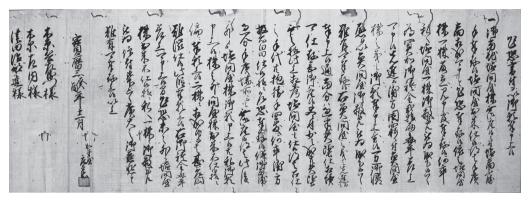
七三

- 一戌年堤破損仕候ニ付上重水無御座候、溜り水杭木打置申候、
- ハ無之不足之由被申候ニ付、右杭ら弐寸上ケ申候一翌亥年沼村ら申候ハ南山水是迄七時宛取来り候処、亥年二時なりて
- 一子年水重無御座候ニ付南山水無之候
- 寸上ケ申候一丑年沼村ゟ申候ハ去ル亥年水重ニ而も不足之由被申候ニ付、又々壱
- 地三寸上ケ有之候上へ弐寸上ケ、都合五寸高ニ罷成候一寅年沼村ゟ申候ハ先年寸法之通ニ而も不足之由被申候故、右杭ゟ下
- 村方達而被申候ニ付延引仕候 候故、樋をさシ申候ニ付相知れ不申候間、今年ハ延シ呉候様ニと沼 此積りを以分石相極候様ニ申候所、沼村ゟ被申候ハ池下之大関崩シ 辰年右寸法之水重ニ而樋を抜候所、南山水壱日一夜之余も抜候ニ付、
- 重三寸へり候得共、三日三夜抜下ケ南山水四日目十時七歩抜申候当午年上重水弐尺三寸五歩抜下ケ申候、然処底樋抜候迄日数間取水巳年水重も無御座、其上新樋二罷成候ニ付様子難相知見合居申候
- 午九月十三日右之通年々相対を以樋を抜水取引仕候義相違無御座候、以上

#### 参考文献

- ・岸和田市史編さん委員会『岸和田市史』第七巻史料編Ⅱ 一九七九年
- 批判を通じて―」(『寺内町研究』創刊号 一九九五年) 近藤孝敏「貝塚寺内町の成立過程について―『貝塚寺内基立書』の史料

- 岸和田市史編さん委員会『岸和田市史』第三巻近世編 二〇〇〇年
- 土着』法蔵館 二〇〇三年) 吉井克信「貝塚寺内・願泉寺の由緒をめぐって」(大桑斉編『論集 仏教
- に―」(『市大日本史』第七号 二〇〇四年)上畑治司「貝塚寺内の成立過程についての一考察―近世の由緒書を中心
- 文堂出版 二〇〇五年 泉佐野市史編さん委員会編『新修泉佐野市史』第六巻史料編近世Ⅰ、清
- 八巻史料編近代Ⅰ、清文堂出版 二○○七年 泉佐野市史編さん委員会編『新修泉佐野市史』第七巻史料編近世Ⅱ・第
- 寺と泉州堺』 二〇〇七年) ・大澤研一「泉州のなかの貝塚願泉寺」(堺市博物館特別展図録『貝塚願泉
- 修泉佐野市史』第一巻通史編自然~中世、清文堂出版 二〇〇八年)・村井良介「戦国・織豊期和泉の政治権力」(泉佐野市史編さん委員会編『新芸と房州坊』 二〇〇七年)
- ・大澤研一「戦国時代の寺院と社会」(同右)



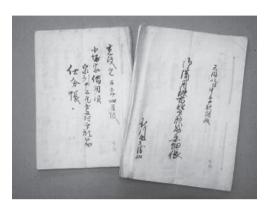
ト半家文書 1



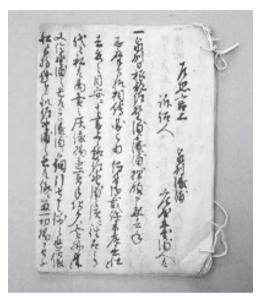
ト半家文書2



卜半家文書3



新川家文書2



新川家文書 1



藤井村文書 1

#### 〈卜半家文書〉

通番	整理番号	表    題	年 代	差出・作成	宛所		数量	備	考
1	17-43	乍恐以書付御願奉申上候 (手繰り船大網作増舟出来仕候 様船株持御赦免ニ付)	宝暦 3 .10	浦年寄	木原兵左衛門様·木原左 内様·津田治部之進様	一紙	1通		
2	17-42	乍恐書付を以御願奉申上候(塩問屋株一株赦免ニ付)	宝暦 3 .12	加守屋庄兵衛	木原兵左衛門様·木原左 内様·津田治部之進様	一紙	1通		
3	17-44	扣加守屋庄兵衛江申渡(魚問屋株新規手繰船大網等差立候二付)	酉(宝暦3).12		_	一紙	1通		
4	15-12	乍恐書付を以御願奉申上候(御触従御番所地頭江被仰下候ニ付)	明和3.7	泉州四郡惣代庄屋共	_	一紙	1通		
5	15-3	乍恐口上(泉州南郡日根郡泉郡之内人力油稼四拾九人惣 代油稼上納金二付)	明和 5 . 7 .29	岸和田木屋佐太郎·米屋喜右衛門、佐野村田 端屋善右衛門·高木屋佐兵衛、岡田村町屋忠 七、湊村平枩屋九左衛門、卜半境內貝塚加守 屋与三右衛門·山家屋彦右衛門	御奉行様	一紙	1通		
6	17-41	乍恐口上書を以奉申上候(塩屋伊右衛門塩株相休被申候 故四軒以外望之者候ハ、御冥加銀指上候ニ付)	明和 6 .11. 朔	川崎屋嘉七·岸喜左衛門·江戸屋徳兵衛·中西 久太郎	津田治部之進様	一紙	1通		
7	27-13	鉱脈試掘請負人井筒屋忠兵衛外四人諸荷物問屋株免許二 付回船問屋支障取調之事	文化4.正.5	-	_	一紙	1通		
8	17-18	乍恐口上(堺より御尋之取扱人書ニ付)	文化14.5.13	伊藤善左衛門・中村宇右衛門	熊田外記様·並河彦左衛 門様	一紙	1通		
9	17-50	乍恐口上(諸色問屋御尋二付)	文化14.6.22	泉州貝塚卜半境内町々年寄惣代丹波屋八郎右 衛門·綿屋吉右衛門·蝋燭屋次郎兵衛	御奉行様	一紙	1通		
10	17-19	乍恐口上(魚問屋三好屋吉助魚売捌ニ付)	文化14.11. 晦	川崎屋嘉兵衛		一紙	1通		
11	17-9	乍恐御願奉申上候(冥加銀軒別四株上納ニ付)	天保 2 .12.16	喜兵衛、年寄病気ニ付月行事蝋燭屋次郎兵衛	御奉行様	一紙	1通		
12	17-10	乍恐口上(上納銀差免御墨付御下ヶ被下度候ニ付)	天保3.12	問屋中[印]	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
13	17-24	乍恐奉御歎願上候(干鰯屋一統ト塩問屋争論之儀ニ付)	天保5.6.15	問屋中	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
14	36-5	乍恐奉追訟候(問屋株加入猶予之儀ニ付)	天保5.6.18	問屋中	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
15	36-6	乍恐奉追訟候(次郎兵衛問屋之義御赦免無之様願上候ニ付)	天保5.6.25	松屋安太郎·嘉中惣太郎代佐助·岸喜左衛門代 徳治郎·中西永太郎代仁兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
16	17-27	乍恐書附を以奉申上候 (治郎兵衛江諸色問屋被仰付候義 者御免被為成下度候ニ付)	天保5.7.2	松屋安太郎·嘉中惣太郎代茂七·岸喜左衛門代 徳次郎·中西永太郎代仁兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
17	17-39	乍恐書附を以奉申上候 (治郎兵衛江諸色問屋被為仰付候 儀御免被成下候ニ付)	午(天保5).7.2	加守屋甚右衛門代徳兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		
18	17-23	乍恐御歎キ奉申上候(三軒問屋与対決願上候ニ付)	天保5.7.25	明瀬長右衛門代彦兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通		

通番	整理番号	表 題	年 亻	t	差出・作成	宛所	形態	数量	備考
19	17-20	年恐御歎奉申上候(外三軒問屋与対決ニ付)	天保5.7.2	7	南之町住吉屋治左衛門	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
20	17-22	<ul><li>年恐書附を以御歎奉申上候(現銀同様之取引品物不調渡 世困窮ニ付)</li></ul>	天保5.7.2	7	南之町塩屋治郎兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
21	36-7	乍恐書附を以奉申上候 (善七御召出之上御吟味被下度候 ニ付)	天保5.7.2	9	南町山田屋清兵衛・山田屋清右衛門、北町鹿嶋屋治兵衛、南町信の屋五郎兵衛、北町上之郷屋永吉		一紙	1通	
22	17-5	乍恐御歎奉願上候(南之町治郎兵衛江塩問屋職被仰付候 ニ付)	天保5.8.2	2	矢くら弥助	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
23	17-40	乍恐御歎奉願上候(治郎兵衛不埒之儀二付)	天保5.8.3	}	塩小売屋中溝端喜兵衛(印)・高田屋長兵衛(印) ・溝端助次郎・甲田源四郎(印)・木下喜兵衛(印) ・小瀬屋吉兵衛(印)		一紙	1通	
24	17-21	乍恐御歎奉願上候(問屋職御免二付)	天保 5 .10.2	7	松屋安太郎·嘉中惣太郎代又七·岸喜左衛門代 徳次郎·中西永太郎代仁兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
25	17-6	乍恐口上(塩屋次郎兵衛問屋組合御差留二付)	天保6.2.1	7	南之町塩屋治郎兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
26	17-12	乍恐書附を以奉願上候(問屋職御断ニ付)	天保6.8.2	5	問屋仲[印]	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙		(差出印)「泉州貝塚四海安全仲間屋組合」
27	36-4	乍恐御請奉申上候(問屋無株御免ニ付)	天保6.8.2	8	南之町塩屋治郎兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
28	36-13	乍恐御請奉申上候(問屋仲間古来通り被為仰付候ニ付)	天保6.8.3	0	廣海惣太郎代又七·岸喜左衛門·中西永太郎代 儀八郎	御用御役所	一紙	1通	
29	17-16	乍恐口上(嘉中惣太郎問屋商売取続方ニ付)	天保6.2.1	7			一紙	1通	
30	17-46	乍恐御願奉申上候(四屋株差免被下度候二付)	天保6		問屋中	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
31	17-3	証札(銀五拾貫目融通方二付)	嘉永 4 .12		松屋安太郎·廣海惣太郎代又七·岸喜左衛門· 中西永太郎代仁兵衛	目黒平右衛門様·並河主 計様	一紙	1通	
32	17-49	[達](懸屋四人之者不届次第二付)	嘉永 6 .12		湊御殿御広敷御融通方役所	卜半真教院熊田式部之 丞·丹羽右兵衛	一紙	1通	
33	23-14	乍恐口上(干鰯俵上納二付)	安政5.2		了諦·了達	明瀬長右衛門殿	一紙	1通	
34	17-17-1	乍恐御訴(喜右衛門御留置御赦免之儀二付)	文久元.4.2	4	干鰯屋仲年行事尾食佐近右衛門·同亀之助·松 屋嘉兵衛	熊田図書様	一紙	1通	
35	17-17-2	差上申一札之事(市次郎より御吟味下ヶ之儀ニ付)	文久元.4.2	6	泉州貝塚ト半境内塩屋万八郎・娘てい病気ニ 付代伯父市次郎・月行事春木屋八兵衛	_	竪帳	1 ∰	
36	17-48	乍恐書付を以御願奉申上候 (亡父同様ニ魚問屋支配方被 仰付度候ニ付)	文久元.12.7	7	御朱印地泉州泉郡貝塚ト半真教院境内西之町 喜右衛門・南之町久次郎・南之町万八郎死跡て い病気ニ付伯父市次郎・西之町月行司八兵衛・ 南之町月行司甚兵衛	_	竪帳	1冊	

通番	整理番号	表    題	年 代	差出・作成	宛所	形態	数量	備	考
37	17-29	御請書(魚市屋支配仰付候並小間物屋孫次郎唐津屋市郎 兵衛共金銀取引仕候旨届出仕候二付)	文久 2 . 5	川崎屋嘉兵衛	熊田図書様	一紙	1通		
38	36-1	御書下ヶ之事(魚市屋株支配被仰付候ニ付)	文久 2 . 5	金屋晋平	北御屋敷御役人中	一紙	1通		
39	17-15	早瀬晋平控(地子銀町支配銀御免除ニ付)	文久3.8	朝山新八郎・並河大炊	早瀬晋平殿	一紙	1通		
40	36-9	御尋二付乍恐愚案奉申上候(亡父同様魚問屋支配被仰付 度候二付)	元治元.8.9	熊田内記	早瀬晋平宛	一紙	1通		
41	36-10	乍恐書附を以奉申上候(魚問屋支配被仰下度候ニ付)	元治元.8.晦			一紙	1通		
42	17-30	新魚市屋取建二付早瀨晋平申渡控	子(元治元) .9.(4)			一紙	1通		
43	36-11	乍恐御内伺奉申上候(魚問屋支配被預り替候ニ付)	慶応 3 .10.10	沼嶌屋八郎兵衛·早瀬晋平	_	一紙	1通		
44	17-36	乍恐奉願上候(魚問屋御聞済二付)	明治2.9.28			一紙	1通		
45	17-35	乍恐口上(株帳持参被仰付候二付)	明治2.9.晦	金屋喜右衛門	堺県御役所	一紙	1通		
46	17-31	目録覚(御益銀他上納二付)	明治 2 .12	早瀬晋平	堺県御役所	一紙	1通		
47	17-33	魚問屋支配人金屋喜右衛門ニ付諸書附在中	明治2.秋	早瀬晋平	御役所	一紙	1通		
48	17-13	覚(預り銀他上納ニ付)	子.11.13	_	_	袋	1点		
49	17-45	覚(塩運上銀差上申候ニ付)	寅.12.27	金屋喜右衛門	丹羽隼人様	一紙	1通		
50	17-14	目録(御益出勤料他ニ付)	卯.12.24	問屋中代川崎屋嘉七	_	一紙	1通		
51	17-11	覚(冥加銀落手二付)	亥.8	早瀬	御役所	一紙	1通		
52	17-47	口上(魚問屋仲間へ御預被下度候ニ付)	亥.9.29	丹羽隼人	早瀬晋平殿	一紙	1通		
53	17-28	覚(魚仲買江貸附高ニ付)	正 . 19	並河左衛門·木原	新川連殿	一紙	1通		
54	27-12	切紙(仙台鋳銭員数取調ニ付)	4 . 晦	_	_	一紙	1通		
55	17-32	御冥加銀上納他覚書	_	茶屋為次郎·布屋七郎右衛門·銀方金屋喜右衛門	_	一紙	1通		

#### 〈新川家文書〉

通番	整理番号	表	題	年 代	差出・作成	宛所	形態	数量	備考
1	13-A-1	[付札](佐野村・鶴原村浦方	双論書付三通)	(承応2.10.21)	_	_	付札	1点	
2	13-A-2	証文之事(佐野鶴原両浦之境	5出入二付)	承応 2 .10.21	鶴原浦年寄介左衛門·利右衛門·長兵衛、村庄 屋所右衛門·源右衛門·又左衛門	灘目御扱衆中	一紙	1通	
3	13-A-3	[証文](佐野鶴原両浦之境出	3入二付)	承応 2 .10.21	春木浦又兵衛、岸和田浦清兵衛·仁左衛門、 嘉祥寺浦北左近·南右衛門·助兵衛·次左衛門。 岡田浦庄兵へ·杢兵へ·権右衛門、樽井浦右馬 太郎·左兵衛·善左衛門	屋中			
4	13-A-4	今度田地鶴原浦之境出入二 御領内浦々年寄共被仰付扱	其外ニ而御公儀様より岸和田 申候事	承応 2 .10.21	岸和田浦庄屋清兵へ、年寄仁左衛門、嘉祥寺 浦庄屋北左近、年寄南右衛門・助兵衛・治左衛 門、岡田浦庄屋庄兵へ、年寄杢兵へ・権右衛門、 樽井浦庄屋右馬太郎、年寄左兵へ・善左衛門	i	一紙	1通	
5	15-36	乍恐返答御訴訟之事(佐野 越候儀二付)	より御領内中ノ庄分へ杭を打	寛文5.極.6	泉州中庄内湊村半太夫(印)	小堀五右衛門様·小堀八 郎兵衛様	一紙	1通	
6	13-C	[口上書綴](中庄村出村湊村	†浜之儀佐野浦支配二付)	元禄 2. 閏正.2 3.9.15	(佐野浦庄屋·年寄·浦人、湊浦庄屋·年寄·浦人)	御奉行様	竪帳	1 册	11通を一緒に写す
7	15-31	乍恐謹而言上仕候(佐野浦 支配仕候ニ付)	儀鶴原浦境より嘉祥寺浦境迄	元禄 2 . 閏正 .21	庄屋重郎太夫・久左衛門、年寄喜兵へ・市左衛門、浦人共	御奉行様	一紙	1通	(端裏書)「さのより京へあけ申目 安扣」
8	13-B	[口上書綴](佐野浦より湊浦	うへ押領申懸候儀ニ付)	元禄 3 . 2 .21~ 4 . 2 .25	湊浦庄屋八郎左衛門、年寄重右衛門、浦人吉 兵衛·七郎左衛門·次郎兵衛·嘉兵衛·徳左衛 門	1	竪帳	1 冊	4通を一緒に写す
9	15-30	乍恐謹而言上(佐野浦儀鶴 仕候二付)	原浦境より嘉祥寺浦境迄支配	元禄11.12.4	泉州日根郡佐野浦庄屋十郎太夫·久左衛門、 年寄七郎右衛門孫三郎·孫次郎、浦人共	御奉行様	一紙		(奥書差出) 駿河 御印·丹後同、(奥 書宛所) 泉州日根 郡中ノ庄村湊村· 北出村庄屋·年 寄共、(奥書年代) 寅. 12. 11
10	13-D	乍恐返答書差上申候(湊村街	『高札立替之儀ニ付)	元禄12.正.18	泉刕日根郡湊浦庄屋八郎左衛門、年寄重右衛門、浦人徳左衛門·七郎左衛門·次郎兵衛·嘉 兵衛·吉兵衛·三郎兵衛		一紙	1通	
11	15-24	乍恐御訴訟申上候(四年以 跡式之儀我等二相極候処埒	前相果候私親佐野村与治兵衛 明不申候二付)	正徳 5 .11.27	田出村与七郎(印)	新川五左衛門様	一紙	1通	
12	13-33	湊浦新屋忠左衛門船十九端 商売ニ罷下り候ニ付御請状	帆船頭水主合拾四人乗田舎江	宝暦11.正.28	船主新屋忠左衛門(印)、船頭同仲右衛門(印)	新川五左衛門様	一紙	1通	
13	15-25-1	乍恐以書附奉申上候(泉州 候段御頼奉申上候儀来春迄	校油屋へ年頭八朔御礼被相勤 御差延シ被為成下度候ニ付)	明和元.閏12.24	油屋共惣代連印	御奉行様	一紙	1通	

通番	整理番号	表    題	年	代	差出・作成	宛所	形態	数量	備考
14	24-22-1	乍恐書付を以奉願上候 (御当地帯屋四郎兵衛より御頼上 候儀ニ付)	明和元. 閏	12.26	油屋共物代連印	御奉行様	一紙	1通	
15	15-25-2	口上 (御番所様へ差上候処日延不相叶書付御下ケ被為成候ニ付)	(明和元).	閏12.28	新屋善兵衛(印)	新川五左衛門様	一紙	1通	
16	24-22-2	口上 (御番所様へ差上申候願書之儀追而御評定可被成候 ニ付)			新屋善兵衛	新川五左衛門様	,,,,,	1通	
17	15-19	<ul><li>「生恐以書付奉願上候(菜種油向寄之商人ニ売払候儀御差留ニ而田地相続難義ニ相成候ニ付)</li></ul>	明和3.6		年行司新左衛門(印)·徳左衛門(印)、年寄治右衛門(印)·武右衛門(印)、庄屋長右衛門(印) 又左衛門(印)	新川五左衛門様	,,,,	1通	
18	15-10	乍恐書付を以テ御願奉申上候(人力油稼弐拾九人菜種端 た物買受之儀御免被為成下度候ニ付)	明和 5 . 7	.29	弐拾九人惣代岸和田枩屋佐太郎·米屋喜右衛門、佐野村田端屋善右衛門·高松屋佐兵へ、岡田村町屋忠七、湊村平枩屋九左衛門、貝塚加守屋与三右衛門・山家屋彦右衛門		一紙	1通	
19	13-19	乍恐御願奉申上候 (農業之透間ニ浦方ニ而蛸壺つけ漁事 御赦免被成下度候ニ付)	明和9.4		庄屋又左衛門(印)·長右衛門(印)、年寄治右衛 門(印)	新川五左衛門様	一紙	1通	
20	15-16	乍恐御訴訟 (八丈喜兵衛ら三人之者共辰年之合力米相渡 し当巳正月より毎月合力銀致し呉候様ニ被為仰付被下度 候ニ付)	安永 2 . 8	.13	神明寺町専修寺境内野口定右衛門支配借家八 丈源兵衛·寺惣代野口定右衛門	御奉行様	一紙		(裏書差出) 筑前 御印、(裏書年代) 巳. 8.13
21	15-27	御尋二付奉申上候覚(覚兵衛様品々不審之筋ニ付)	安永 3 .10	). 2	瓦屋村百姓共助右衛門(印)ほか29名	新川五左衛門様	竪帳	1冊	
22	13-34	一札之事 (	安永 6 . 8	.29	泉州樽井浦船主六兵衛、船頭吉兵衛、水主兵 右衛門·喜市郎、積荷主四郎兵衛	泉州日根郡中之庄御庄 屋長右衛門様、湊浦御 年寄重右衛門様	一紙	1通	
23	31-19	泉州御領分村方百姓借受御借用銀覚	天明8.6		高橋権太夫(印)·小堀五左衛門(印)·長屋勘右衛門(印)	新川九兵衛殿·新川又七郎殿·村々印形人中	竪帳	1 ∰	(表紙)「新川九兵 衛·新川又七郎」
24	31-20	小堀和泉元領分泉州日根郡中庄瓦屋村五ヶ年物成書上帳	天明8.6		小堀和泉元領知預中庄村新川九兵衛·瓦屋村 新川又七郎	_	竪帳	1 ₩	
25	7 -12	御借用銀百姓印形筋委細帳	天明8.季	秋	新川九兵衛	_	竪帳		
	31-22	小堀和泉借用銀泉州日根郡中庄村瓦屋村百姓共借請印形 高辻帳			新川九兵衛(印)・新川又七郎(印)	_			(表紙)「天明八戊 申年八月廿三日 石原清左衛門様 御役所江差出候 扣」
	31-21	小堀和泉元領分泉州日根郡中庄瓦屋村米納石此訳覚·俵 仕分帳	天明8.9		新川九兵衛	_	竪帳		
_	7 -13	小堀家借用銀泉州中庄瓦屋村印形筋仕分帳	寛政元 . 4		_	_	竪帳		
29	31-23	覚(大坂・堺御役所御貸下銀等小堀和泉元領分泉州日根郡村々百姓共借請勝手向入用仕候儀ニ付)	酉(寛政元	(h) . 4	新川又七郎印‧新川九兵衛印	石原清左衛門様御役所	一紙	1通	

通番	整理番号	表題	年 代	差出・作成	宛所	形態	<i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i>	7
30	29-2	譲渡申新田証文之事(以前佐野村食野吉左衛門相求所持候田地二付)	天保14.8	新田譲主俵屋新田太兵衛(印抹消)、年寄無之 候二付組頭善作(印抹消)·弥右衛門(印抹消)· 市右衛門(印抹消)·吉平(印抹消)·三右衛門(印 抹消)·伝治(印抹消)		一紙		(奥書差出) 渡辺 次郎左衛門(印抹 消)、(奥書年代) 卯. 9. 2
31	29-5	覚(田地御口入御礼金請取二付)	弘化4.4.24	新田藤右衛門	平枩九左衛門様	一紙	1通	
32	29-3	譲渡申新田証文之事(俵屋新田三拾弐ヶ所)	弘化4.4	俵屋新田譲り主菊太兵衛(印)、証人豊吉(印)・ 要源太夫(印)	平松九左衛門殿·角兵衛 殿	一紙		(奥書差出)渡辺 治郎左衛門(印) 矢倉与市(印)、 (奥書年代)未.
33	29-4	俵屋新田養水為取替一札之事	弘化4.4	   俵屋新田譲り主太兵衛(印)・豊吉(印)	平松九左衛門殿·角兵衛 殿	一紙	1通	
34	29-6	俵屋新田養水為取替一札之事	弘化4.4	湊村平松彦左衛門·中吾	俵屋新田菊太兵衛殿	一紙	1通	
35	29-7	小作証文之事(俵屋新田田地弐ヶ所)	嘉永 6 . 3	小作人東長滝村大津屋新田京都生伝太夫(印)、 請人庄蔵(印)	平松ノ角兵衛	一紙	1通	
36	21-42	乍恐御願奉申上候(新家上村八三郎江之貸付銀相滞候儀 ニ付)	安政 5 .12	中庄湊村願人新屋忠兵衛(印)	岸和田御役所	一紙		(奥書差出) 庄屋 格又左衛門(印)、 (裏書差出) 岸和 田役所(印)
37	27-9	<ul><li></li></ul>	文久元	泉州日根郡中庄村九兵衛	荒木為三郎様·和田豊三 郎様	竪帳	1 冊	
38	13-22-1	口上之覚(湊浜屋敷五左衛門支配争論ニ付)	卯.10.12	小堀半兵衛(印)	和田兵左衛門殿	一紙	1通	
39	13-22-2	[申渡](五左衛門願其方存寄之通二申付候二付)	(卯).10.27	和泉守(花押)	小堀半兵へ殿	一紙	1通	
40	15-9	乍恐指上申返答書(佐野と中之庄と両境屋敷御訴訟之儀 ニ付)	巳.極.4	泉州中之庄湊村半太夫	小堀五右衛門様·小堀半 兵衛様	一紙	1通	
	31-24	未年諸渡方(泉州方御借用筋引受取計可申候二付)	(未). 4	新川九兵衛	_			(奥書差出) 西村 半治·高橋権太 夫·加藤又兵衛、 (奥書宛所) 新川 九兵衛殿、(奥書 年代)未. 5
42	27-60	[書状](御公儀様より在々鉄炮御改之儀ニ付)	2 . 9	■野伝右衛門(花押)	新川五左衛門様·新川三郎右衛門様	一紙	1通	
43	15-18-2	[書状] (稲方虫付之儀百姓共相願申候様子旦那様江被仰上被下度候ニ付)	7 .23	新川又七·新川五左衛門	横山郡八郎様	横帳	1 冊	
44	15-18-1	[書状写綴](殿様御病平癒御祈祷之儀二付)	7~ . 8 .13	新川又七·新川五左衛門	(小室藩重職ら)	横帳	1 冊	14通の書状を写す
45	15-26	[書状](中庄方年貢庄屋年寄へ申付候儀ニ付)	8 . 10	小権左衛門(花押)	新川五左衛門殿	一紙	1通	

通番	整理番号	表	題	年	代	差出・作成	宛所	形態	数量	備	考
46	13-35	[書状] (当立毛不作之儀瓦屋	村一町余之損毛中庄も同様	9 .26		小権左衛門重(花押)	新川五左衛門殿·新川又	一紙	1通		
		二付)					七殿				

#### 〈藤井村文書〉

भूत गाँ भूत	+4 m 75 H		for th	Martin Harbs	-1	mod while	#4 E	htt- 14
通番		表題	年 代	差出・作成	宛所	形態		備考
1	23-18	作恐口上書(藤井村·野村田地争論ニ付) 	宝永 6. 3. 11	藤井村庄屋市兵衛、年寄安右衛門、組頭四郎 右衛門·太郎右衛門	荒木吉右衛門様·西村善 太夫様	一紙	1通	
2	17-26	[願書](御年貢方御上納可仕手立も無御座候ニ付)	寅(宝永7). 閏8.	藤井村庄屋市兵衛	_	一紙	1通	前欠
3	17-34	本銀返売渡申田地之事	正徳 6. 6. 2	藤井村庄屋市兵衛(印)、年寄安右衛門(印)、 組頭四郎右衛門(印)·勘左衛門(印)	菱木村楠本喜兵衛殿	一紙		(裏書) 谷久兵衛 (印切取)·吉田弥 太夫(印切取)·中 村伊左衛門(印切 取)
4	23-13	乍恐願書 (太田池御見分之上普請仕候様被為仰付候儀 付)	二 巳 (寛延2). 正. 25	藤井村庄屋平右衛門·年寄久太夫	御奉行様	一紙		(端裏書)「寛延弐 巳正月指上候扣 へ」
5	17-25- 1	乍恐再返答書(相池上重水底水分石堤破損之節流落候分石未夕相極不申候儀二付)	而 宝暦12. 9. 13	藤井村庄屋市兵衛(印)·年寄吉右衛門(印)、野村年寄清左衛門(印)·孫右衛門(印)	水御奉行中様	一紙		(端裏書)「再返答 書 野村·藤井村」
6	17-25- 2	覚(戌年より池水取扱之儀ニ付)	午(宝暦12). 9. 13	_	_	一紙		
7	17-8	田畑今高名寄(百姓拾人前売田地利詫致し株々平均仕 ニ付)	異明和3.9	藤井村世話人春木村庄屋源左衛門·別所村庄 屋彦左衛門	_	竪帳		虫損大、(表紙) 「当未九月七日庄 屋役御免ニ付年 寄前江名寄帳面 相渡候ニ付うつ し帳ニ御座候」
8	23-19	乍恐御歎奉申上候(当暮御収納筋渴々奉勤上候樣御慈 之御沙汰被為成下度候二付)	<b>天保4.12.</b> -	藤井村庄屋治右衛門(印)、年寄彦左衛門(印)	御代官中様	一紙		(奥書差出) 了簡 人西之内村庄屋 府右衛門(印)